

病児保育医師連絡票作成費補助制度のお知らせ

病児保育を利用するには、かかりつけ医療機関を受診し、医師連絡票を病後児保育室に提出する必要があります。この際に自己負担が発生する場合があります。この費用を下記の限度額の範囲で今治市が補助をします。

【補助内容】

補助対象者	病児保育を利用しようとする児童の保護者
補助対象経費	医療機関が医師連絡票を作成する際の保護者が負担する費用 ※同一医療機関における月2回目以降の作成費用
補助限度額	1回につき2,750円

医療機関窓口での手続きの流れ

- ① 医療機関に医師連絡票の作成を依頼します。
- ② 医療機関から医師連絡票の発行を受けた際、作成費用が発生する場合は、医療機関窓口にて、補助金申請書兼請求書に必要事項を記入します。
- ③ 医療機関窓口での支払いが補助限度額まで軽減されます。